

## 埼玉県立高等学校の校名変更の検討基準

(平成 6 年 8 月 8 日教育長決裁)

## 1 基本方針

高等学校の校名は、その学校の象徴であるとともに、体を表すものであり、社会的妥当性を有すべきものである。また、校名は、在校生や卒業生に愛され、長い年月を経て地域社会に親しまれていくものであり、安易に変更されるべきものではない。

一方、時代の変化や社会の進展に伴い、私学や企業などにおいて、名称変更によってイメージアップを図り効果を上げている事実もあり、公教育にあっても、慎重性を維持しつつも、校名の変更について検討する必要がある。

このため、校名変更に当たっては、「校名の保持」と「変化への対応」という 2 つの観点から、検討していくこととする。

## 2 変更の要件

次のいずれか 1 に該当する場合に、変更について検討する。

- (1) 教育内容の変更（学科の新設、廃止及び改編、共学化等）
- (2) 移転等による所在地の変更
- (3) その他教育委員会が必要と認める場合

## 3 検討事項

- (1) 変更の必要性
- (2) 効果
- (3) 学校及び地域からの要望
- (4) 職業高等学校の場合は産業界の意向

## 4 新校名の基準

新校名は、次のいずれか 1 が盛り込まれていることとする。

- (1) 地域を示すこと
- (2) 学校の教育内容を示すこと
- (3) 学校の象徴となるものを示すこと

## 5 留意点

- (1) 県民の理解を得られるものであること
- (2) 学校名は、県議会の議決による条例で定められているものであること
- (3) 他の高等学校への影響を考慮すること
- (4) 将来を見通した計画のもとに慎重に取り組むこと